

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 27 件 |
| 国民年金関係                        | 8 件  |
| 厚生年金関係                        | 19 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 46 件 |
| 国民年金関係                        | 13 件 |
| 厚生年金関係                        | 33 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から62年9月まで

私は、昭和49年8月に結婚し、A市において夫婦で国民年金に加入して以降は、一時期私が会社に勤務したこともあり、また、57年頃にはB市へ転居したが、62年10月に夫が会社に就職するまで、私が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間は夫が納付済みであり、私は未納とされている。

私は、A市で国民年金に加入後の手続については、昔のことなのでよく覚えていないため、申立期間の国民年金保険料を全て納付したとは言い切れませんが、約10年間もの長期間にわたり全ての期間が未納とも考えられないので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

結婚後、申立人が国民年金保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫についてみると、昭和49年8月1日に国民年金被保険者の資格を取得し、申立人の夫が厚生年金保険に加入する62年10月1日まで、保険料を全て現年度納付していることが申立人の夫の特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、申立期間は保険料を納付済みである。

その一方、申立人は、A市の国民年金被保険者名簿では、昭和49年8月1日に申立人の夫と一緒に国民年金被保険者の資格を取得し、申立人が会社に就職した50年3月1日に国民年金被保険者の資格を喪失したことが確認できる。ところ、申立人の国民年金手帳を見ると、転居後のB市において、上記の資格喪失日とともに、申立人が会社を退職し52年9月1日に同資格を再取得したこと、及び申立人の夫が厚生年金保険に加入した62年10月1日に第3号被保

険者の資格を取得したことがまとめて記載されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の第3号被保険者の該当処理日が63年2月13日であることから、申立人が会社を退職後、この頃に初めて国民年金の再加入手続が行われたものと推定され、52年9月1日まで遡って国民年金被保険者の資格を再取得したものと考えられる。この場合、当該再加入手続が行われるまで、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、申立人の夫と一緒に国民年金保険料を納付することができない上、再加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫と一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も国民年金手帳は現在所持している手帳以外には無いと陳述している。

さらに、申立期間は約10年間に及び、これほど長期間にわたり、しかも複数の行政機関において、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い。

一方、申立人から提出のあった支出項目ごとに整理されたノートを見ると、昭和51年から平成元年までの光熱水費等が、その使用量を含めて毎月記載されていることなどから、同年当時において領収証書等によりまとめて記載されたことがうかがえるところ、これらと同一の筆跡で昭和61年4月から62年3月までの期間について国民年金保険料の記載があり、その金額は当時の保険料額と一致している。

また、申立人が国民年金の再加入手続を行ったとみられる昭和63年2月当時において、当該ノートに国民年金保険料額の記載があった61年4月から62年3月までの期間は時効成立前の期間であるほか、B市では、窓口で国庫金納付書を備え付け、加入手続時等に未納が判明している場合には過年度保険料の納付勧奨を行っていたことが確認されていることなどを踏まえると、当該期間の保険料を遡って過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、当該期間に引き続く昭和62年4月から同年9月までの期間については、再加入手続が行われた時点において、現年度納付が可能な期間であることから、昭和61年度の国民年金保険料を過年度納付した申立人が、6か月間と短期間である当該期間の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、私が結婚した昭和53年9月頃、母から「A市役所で加入手続きを行い、納付が可能なところまで遡って国民年金保険料を納付してきたが、20歳からの2年間ほどはなぜか納付できなかった。」と聞いたことをよく覚えている。

母は高齢のため、当時のことを余り詳しくは覚えておらず、領収証書も無いが、私は、当時母が国民年金保険料をまとめて納付してくれたことが、今も強く印象に残っているので、申立期間に納付記録がないか、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人が結婚し、B市へ転居する直前の昭和53年9月頃にA市において行われたものと推定できることから、申立内容と一致するとともに、申立人が学生でなくなった51年4月まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳等により確認できる。この場合、当該加入手続きが行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるが、当時は、第3回目の特例納付実施期間中である上、A市は、特例納付実施期間中に加入手続きを行った被保険者に時効成立後の未納期間がある場合には、窓口で特例納付制度があることを周知していたと説明している。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和53年4月から同年9月までの期間が国民年金保険料の未納期間となっているところ、申立人は、

当該期間の保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、平成 22 年 9 月に当該期間を納付済期間として記録が訂正されていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間当時における行政側の事務的過誤が認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、申立人の父親と共に国民年金制度の発足当初に国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月から、それぞれ 60 歳期間満了まで保険料を完納しており、年金制度に対する関心の高さ及び保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立人も申立期間後に未納が無いことなどを踏まえると、申立人の母親が申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年8月まで

私は、平成13年3月に会社を退職する際、会社の退職予定者向けの説明会で保険及び年金に関する説明を受けたので、退職後すぐにA市役所へ行き、私と妻の国民年金への切替手続と同時に免除の申請を行った。

その時、窓口の職員から、行き違いで納付書が届くかもしれない旨の説明があったが、数か月ほどして実際に納付書が送付されてきたので不安に思い、再度、市役所へ出向いて説明を求めたところ、女性の職員から「きちんとなっておりまして。」と言われたので安心していただけなのに、申立期間が免除とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の切替手続を一緒に行ったとする申立人及びその妻に係る当該切替時期をみると、申立人の妻に係る第3号被保険者資格の喪失処理日から、申立人が会社を退職した2か月後の平成13年5月頃に行われたものと推定されることから、切替時期について申立内容と一致している上、その時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除申請することが可能である。

また、申立人が会社を退職後、最初に市役所へ行った際の窓口における状況及びその後の状況に関する陳述は具体的であり、その内容からは、申立人が切替手続に際して納付書を受け取っていたとは考え難い上、A市役所の担当者は、国民年金の加入手続に来た者に対して窓口で現年度納付書を交付するが、その場で免除申請を行った場合には、納付書を交付しない取扱いであったと説明していることなどを踏まえると、申立人が国民年金の切替手続と同時に免除申請

していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、会社を退職する際、会社の説明会で保険及び年金に関する説明を受けたと申し立てているところ、後日、申立人から提出のあった当時の手帳を見ると、平成13年3月19日（月）の欄に「保ケン説明会 AM10:00～2時間」の記載が確認でき、申立内容を裏付けるとともに、退職後は、随所にハローワーク及び会社訪問している記載が確認できることから、当時、申立人が失業し就職活動を行っていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から55年3月まで

昭和53年2月頃に母が国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていたA市役所の職員に、母が兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を半年払又は年払で納付していたと思う。

私が会社に就職したとき、母から国民年金手帳を渡され、その際、「あなたの学生の時からの国民年金保険料は全部支払っていた。」と言われた記憶がある。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が、母親自身、申立人の兄及び申立人の3人分の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年3月31日に払い出されていることが確認でき、手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の母親及び兄に係る特殊台帳を見ると、申立期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、A市は、申立期間当時、集金人が保険料の収納を行っていたと回答しており、申立人の自宅への集金人による現年度保険料の徴収が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和53年2月及び同年3月について、申立人に係る特殊台帳では、昭和52年度の摘要欄に「53 催」、同年度の2月及び3月の欄に「現8.12」のゴム印が押されており、当該期間の保険料が、昭和53



年度に未納催告を受け、昭和 53 年 12 月に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人に係る特殊台帳を見ると、54 年 3 月 14 日に学生であることを理由に、国民年金被保険者資格が取り消されたゴム印が押されており、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の摘要欄には資格取消しのゴム印が押され、オンライン記録を見ると、申立期間は国民年金未加入期間とされている。また、特殊台帳において、過年度保険料が還付された事跡は見当たらない。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は学生であったと陳述しているものの、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、被保険者資格を強制加入により取得した記録のままで手書きの斜線で取消しされ、その理由及び取消時期については不明であり、同市が社会保険事務所（当時）から申立人の国民年金に関する記録について連絡を受けた様子がうかがえない。

以上のことから、社会保険事務所が、昭和 54 年 3 月に申立人の国民年金手帳記号番号を取消しとした後も、A 市では、申立人を国民年金の強制加入被保険者と認識したまま、同居親族と共に自宅への集金人による現年度保険料の徴収を継続していた可能性は否定できず、納付の意思をもって加入期間当初を過年度納付した申立人の母親が、母親自身と申立人の兄の現年度保険料とともに、当該期間の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に現年度納付していたと考えても不自然とは言えない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年3月まで

私が平成4年4月から8年3月までA県の学校に在学していた時、B県の実家に市の職員が訪れ、国民年金保険料の納付を勧めたが、私は学生だったので収入が無いと母親が説明した結果、保険料を毎月、4,000円ずつ納付することになり、その後、母親は毎月、郵便局で私の保険料を納付してくれた。時期は覚えていないが、その連絡を電話で受けたことを覚えている。

また、母親は、領収書は無いものの、何年か前の私の国民年金保険料を遡って納付したことを覚えており、納付の際、母親が市の職員からもらった納付期間と保険料額が書かれたメモが残っている。このため、この期間の保険料を母親は間違いなく納付しているはずである。

申立期間の領収書をずっと保管していたのに、役所のことなので間違い無いと思い、この前処分してしまった。しかし、申立期間の国民年金保険料は、間違いなく納付しているはずであり、納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC市の国民年金被保険者台帳の受付日が平成8年4月23日になっている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者における第3号被保険者資格の処理日及び加入当初の国民年金保険料の収納日より同年同月頃に加入手続を行ったものと推認され、申立期間のうち、6年3月から8年3月までの保険料については納付が可能である。

また、申立人は、その母親が申立人に係る国民年金保険料を遡って納付したことを覚えており、納付の際、市の職員からもらった納付期間と保険料額が書かれたメモが残っているとしているところ、当該メモの当該期間の前後に印が

付されており当該期間は、申立人に係るC市の国民年金被保険者台帳により確認できる上記加入手続日（平成8年4月23日）時点において過年度納付が可能となる期間と一致することから、申立人の母親が加入手続と同時期に当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成5年4月から6年2月までの期間について、上記の加入手続時点において、当該期間は、時効により過年度保険料としても納付できない期間である。

また、申立人がA県の大学に在学していた時、B県の実家に市の職員が訪れ、国民年金保険料の納付を勧めたとしているところ、申立人に係る戸籍の附票によると、大学在学中、申立人は、A県D市に住民登録していることが確認でき、制度上、申立人の母親がC市において、現年度保険料としては納付することはできない上、仮に現年度保険料として納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その後、申立人の母親は毎月郵便局で4,000円ずつ納付してくれたとしているが、当該期間の国民年金保険料は1万500円である上、分割制度及び半額免除制度等の導入はされていなかったため、他の支払いと誤認している可能性は否めない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで  
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は昭和51年11月頃、A市役所で国民年金に任意加入した。加入後、国民年金保険料の納付の詳細は覚えていないが、申立期間①の保険料はA市役所で、申立期間②の保険料はB市役所で、3か月分ずつ定期的に納めていた。

国民年金保険料の支払は国民の義務だと思い、規則正しく納付していた。現金で支払い、領収書もらったかどうかは覚えていないが、現在所持していないので引っ越しの時に紛失したのかもしれない。

申立期間①及び②について、どちらも3か月分ずつ定期的に市役所で納めたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月22日に国民年金に任意加入して以降、平成12年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金の加入期間において、申立期間①及び②を除き国民年金保険料は全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間①の前後の期間である昭和51年11月及び同年12月の欄は「51.12」、52年4月の欄から3か月ごとに「52.6」、「52.9」及び「52.12」と記載されており、3か月分を定期的に納付していることが確認できる上、申立期間②については、申立人は子の出産予定日が59年\*月だったことから、実家(C市)へ帰省する前に国民年金保険料を納付しようと思い、同年3月に大きなお腹でB市役所

へ行ったと保険料納付の経緯を具体的に陳述しており、申立人の主張の信ぴょう性は高いと考えられることから、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料も納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年3月まで  
② 昭和40年4月から42年3月まで  
③ 昭和48年8月から51年3月まで  
④ 昭和52年1月から53年3月まで

時期ははっきりしないが、A市で、母親が私の国民年金の加入手続を行い、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料も集金人に納付していたはずである。

昭和48年10月に母親が他界してからは、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私は、申立期間③当時の昭和49年9月に最初の妻と離婚し、その後、51年5月に現在の妻と再婚したが、54年1月にB市に転居するまでの期間については、両親が、自分たち夫婦の分と一緒に、私及びその当時の妻の分も納付してくれていたはずである。

以上のことから、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその現在の妻の特殊台帳を見ると、申立期間③及び④に挟まれた昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料をいずれも過年度納付していることが確認でき、現在の妻については、申立期間④のうち、52年1月から同年3月までの保険料も、一旦、54年7月に過年度納付したものの、時効後の納付であったため還付された事跡が確認できる。

また、申立人及びその現在の妻は、昭和54年1月にB市に転居しており、

上記のとおり、申立人の妻については、その6か月後の同年7月に52年1月から同年3月までの国民年金保険料を、一旦、過年度納付しているところ、申立人及びその現在の妻は、当該期間の保険料を納付していないと陳述していることから、この保険料については申立人の父親が納付したものと考えられる。

この点について、申立人及びその現在の妻はそれぞれ、それ以前の昭和51年4月から同年6月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料も、それぞれ53年7月、同年10月及び54年1月に過年度納付していることも確認できることから、申立人に係る52年1月から同年3月までの過年度保険料の納付書も申立人の父親に届いていたものと推認でき、その納付書により、3か月ごとに納付していたとしても不自然ではなく、申立人の妻の保険料のみ過年度納付し、申立人の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

これらのことを踏まえると、申立期間④のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、申立人の妻と同様に、過年度納付された可能性は高い。

一方、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は、過年度納付できるものの、申立人は、その母親が集金人に保険料を納付していたとしており、当時の収納方法と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間②前後の期間については、いずれも国民年金保険料の免除申請手続を行っているが、申立人の両親の当該期間の保険料は納付済みとされており、申立人の母親が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、D市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②の納付状況欄には「時効消滅」のゴム印が確認できる。

次に、申立期間③について、申立人の元妻の特殊台帳及び離婚後の住所地であるC市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の元妻は、昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料を離婚後の同年10月に過年度納付しており、また、同年4月から50年3月までの保険料を同じく離婚後に現年度納付していることが確認でき、申立人の父親が、申立人及びその元妻の分と一緒に現年度納付してくれていたとする申立内容と符合しない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間③直後の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料を53年7月に過年度納付していることが確認できることから、この過年度納付時点において、申立期間③の保険料については、時効により、納付できなかった可能性も否定できない。

次に、申立期間④のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間について、申立人及びその現在の妻の特殊台帳を見ると、当該期間については、国民年金保険料は、いずれも未納とされており、また、申立期間④直後の同年4月から

59年3月までの保険料は、夫婦共に免除申請されていることから、当該期間の保険料については、納付できなかった可能性を否定できない。

また、申立期間①、②、③及び④のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、関与しておらず、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の両親は既に他界しており、申立期間①、②、③及び④のうち、昭和52年4月から53年3月までの保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで  
国民年金の加入手続は、詳しい状況は分からないが、私が会社を退職した昭和53年8月頃に父が行ってくれたと思う。

当時、私は、失業中であったので、すぐに国民年金保険料を納付できず、何か月か経過してから保険料をまとめて納付した記憶がある。

また、その後は、国民年金保険料の未納がないよう定期的に保険料を納付してきたと思う。申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、A社を退職後の昭和53年8月以降、申立期間以外の国民年金被保険者期間については、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和60年4月以降の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、少なくとも昭和60年度中には国民年金に再加入していたと考えられ、その時点で、申立期間の保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人は、i) 申立期間直後の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料について、過年度納付していること、ii) 申立人は、時期は定かではないが、保険料をまとめて納付したことがあり、保険料については未納が無いように心がけていたと陳述し、事実、申立期間より後の保険料を全て納付していることを踏まえると、申立期間についても、その直後の期間と同様に納付書が交付された可能性は高く、納付意識の高い申立人が、6か月間と短期間である申立期間の保険料のみ未納のまま放置していたとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月13日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時、失業保険の就職支度金を受給するため、A社へ面接に行ったところ、同社の社長から、「今日から一生面倒をみてやる。厚生年金保険と失業保険に加入してやる。」と言われたことを鮮明に覚えている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の失業保険金受給資格者証の記録から判断して、申立人が申立期間のうち、昭和41年6月17日からA社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の受給資格者証を見ると、申立人は、昭和41年7月8日付けで就職支度金申請書を公共職業安定所に提出していることが確認できることから、就職支度金を申請した同日において、申立人は既にA社における雇用保険の被保険者であったと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格が有り、雇用保険の加入記録が確認できた元従業員4人の雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期をみると、同日で資格を取得している者が1人、厚生年金保険の資格取得日から9日後及び22日後に雇用保険の資格を取得している者が3人であり、両保険の資格取得時期がほぼ符合

していることから、同社では厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格をほぼ同時期に取得させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、就職支度金申請書を提出する以前に雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の被保険者名簿を見ると、申立人がA社に入社したと申し立てている昭和41年6月以降から、申立人が被保険者資格を喪失した42年2月21日までの間に被保険者資格を取得している者は申立人を含め17人確認できるところ、そのうち15人が1日付けで被保険者資格を取得している上、そのうち1人が、「申立期間当時、女性には仕事自体がきつく、入社しても2日ないし3日で辞める者も多かったので、入社と同時に社会保険に加入させていなかったと思う。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、まとめて1日付けで資格取得の手続を行っていたことがうかがえることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、41年7月1日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和41年6月13日から同年7月1日までの期間については、前述の受給資格者証を見ると、申立人は、当該期間のうち、同年6月13日から同年6月16日までの期間は失業保険金を受給していることが確認できる。

また、前述のとおり、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、1日付けでまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる上、このほかに申立人の昭和41年6月13日から同年7月1日までの期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は67万円、同年12月22日は65万円、19年7月27日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日  
② 平成18年12月22日  
③ 平成19年7月27日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。賞与からは保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表の保険料控除額から、平成18年7月27日は67万円、同年12月22日は65万円、19年7月27日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月27日、同年12月22日及び19年7月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月26日から49年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月頃から47年5月1日まで  
② 昭和48年6月26日から49年10月26日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社の子会社であるC社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社で3年以上継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和49年10月25日まで継続してC社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の業務内容及び勤務形態がそれまでと変わるようなことはなかったとしているところ、C社では申立人一人だけが勤務しており、業務内容等に変化があったとは考え難い。

さらに、申立人の被保険者記録の有るA社が名称変更したB社で社会保険の手続を行っていたとする元従業員は「通常、雇用保険と厚生年金保険の資格喪失手続は同時に行っていた。」と陳述しているところ、雇用保険の加入記録が確認できた元従業員7人（申立人の前任者を含む）のうち、6人の雇用保険と厚生年金保険の資格喪失日はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月26日から49年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和48年5月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いため不明であるものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届並びにこれに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和48年6月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から49年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、申立期間もC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社の親会社であるB社に申立人の勤務実態等について照会したが回答が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、前任者と入れ替わるかたちで入社し、前任者は自身が入社後2週間ぐらいで退社したと陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、前任者の被保険者資格の喪失日は、申立人の資格取得日である昭和47年5月1日に近接する同年7月26日と記録されている。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、7人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、前述の社会保険の手続を行っていたとする元従業員は、「申立事業所には試用期間があり、厚生年金保険の加入については社長の了解を得て加入手続を行っていた。厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時に行っていたと思う。試用期間中は従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述しており、前述の回答のあった7人のうち、4人は、入社したとする時期から1か月ないし9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人のB社における雇用保険の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の、申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和28年5月1日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社B営業所における資格取得日は同年5月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月30日から同年5月1日まで  
② 昭和28年5月1日から同年9月1日まで

ねんきん特別便により、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。夫は、申立期間は、同社C営業所から同社B営業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、年金事務所の記録では、A社B営業所において、昭和28年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から、申立人が申立期間も

同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同台帳記号番号払出票によると、申立人はA社B営業所において、昭和28年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる(資格喪失日の記載は無い)。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和28年5月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者台帳の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社の人事記録及び人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和28年5月1日にA社C営業所から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 18 日から 35 年 3 月 5 日まで

脱退手当金の確認はがきには、A社での厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みと記載されている。

しかし、A社を退職後に、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4年1か月後の昭和39年4月2日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、C社及びB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、このうちB社での被保険者期間は約2年間に及ぶ上、資格喪失日は上記支給決定日の約9か月前であることから、申立人が、当該直近の被保険者期間を含めた2回の被保険者期間を失念する一方で、資格の喪失から数年が経過している申立期間についてのみ脱退手当金を請求したとは考えにくい。

さらに、B社における被保険者期間については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間となっていることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年7月10日から22年7月2日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は21年7月10日、資格喪失日は22年7月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年7月は150円、同年8月から同年10月までは240円、同年11月及び同年12月は300円、22年1月から同年5月までは360円、同年6月は500円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年7月2日から同年7月20日までの期間について、申立人のJ社D営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年7月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月20日から同年10月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のE社（現在は、F社）における資格取得日に係る記録を同年9月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和26年9月15日から同年10月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のE社（G営業所）における資格取得日に係る記録を同年9月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のE社H営業所における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月 10 日から 22 年 7 月 20 日まで  
② 昭和 25 年 9 月 20 日から同年 10 月 17 日まで  
③ 昭和 26 年 9 月 15 日から同年 10 月 18 日まで  
④ 昭和 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 1 月に J 社に入社し、同社の工場及び支店に異動した時期、及び同社の関連会社である E 社に転籍していた時期もあったが、途中で退職しておらず、申立期間も J 社又は E 社に勤務していた。

しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の加入記録が無いのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 21 年 7 月 10 日から 22 年 7 月 2 日までの期間について、A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人と氏名及び生年月日（ただし、元号は未記入）が一致する 21 年 7 月 10 日から 22 年 7 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、当該期間について、B 社提出の従業員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、A 社 C 営業所に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は、A 社 C 営業所における同僚の名前を挙げているところ、同人の加入記録は、同社 C 営業所に係る前述の被保険者名簿において確認できる上、申立人は、同社 C 営業所の所在地及び業務内容等を具体的かつ詳細に記憶している。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の A 社 C 営業所における資格取得日は昭和 21 年 7 月 10 日、資格喪失日は 22 年 7 月 2 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、A 社 C 営業所に係る前述の被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 7 月は 150 円、同年 8 月から同年 10 月までは 240 円、同年 11 月及び同年 12 月は 300 円、22 年 1 月から同年 5 月までは 360 円、同年 6 月は 500 円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和 22 年 7 月 2 日から同年 7 月 20 日までの期間について、B 社提出の従業員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において J 社 D 営業所に継続して勤務していたと認められることから（昭和 22 年 7 月 2 日に A 社 C 営業所から J 社 D 営業所に異動）、申立人の同社 D 営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 7 月 2 日に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の E 社における異動状況が記載されている上記の従業員台帳及び B 社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、E 社に継続して勤務し（昭和 25 年 9 月 20 日に J 社 D 営業所から E 社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の E 社における昭和 25 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、上記の従業員台帳及び F 社の回答から判断すると、申立人は、申立期間も E 社に継続して勤務し（昭和 26 年 9 月 15 日に E 社 I 営業所から同社 G 営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の E 社（G 営業所）における昭和 26 年 10 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、上記の従業員台帳及び F 社の回答から判断すると、申立人は、申立期間も E 社に継続して勤務し（昭和 27 年 7 月 1 日に E 社 G 営業所から同社 H 営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のE社H営業所における昭和27年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月2日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

B社の関連会社で昭和35年から平成9年まで継続して勤務した。申立期間は、A社から設立されたばかりのE社へ異動した頃で、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録並びにC企業年金基金及びD健康保険組合の加入記録等から判断すると、申立人が、申立期間もE社で継続して勤務し(昭和45年10月1日にA社からE社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和45年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、C企業年金基金における申立人の記録を見ると、申立人は、同年11月1日にA社で加入員資格を喪失し、同日にE社で再取得していることが確認できる。申立期間当時にA社で社会保険事務等の責任者であったとする元従業員は、「複写式の届出書により社会保険事務所及びC企業年金基金等に届出を行っていた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、C企業年金基金の記録のとおり、申立人が昭和45年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC企業年金基金における昭和45年10月の記録から、10万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年1月15日まで  
年金事務所からの連絡により、夫がA社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、遡及して低い額に訂正されていることが分かったので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年1月15日）より後の平成7年5月31日付けで、5年12月1日に遡って、同年12月から6年10月までは8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所においては、申立人以外の16人についても、標準報酬月額の記録が、申立人と同日の平成7年5月31日付けで各人の資格取得日に遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、年金事務所は、申立期間当時の当該事業所に係る滞納処分票等を保管していないものの、元事業主は、申立期間同時に社会保険料の滞納が有り、土地及び家屋が差し押さえられたと陳述している。

加えて、申立人の妻は、「夫はB業務を担当していた。」としているところ、元同僚も、「申立人の担当業務はB職で、社会保険の届出等はほかの者が行っていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について5年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理は有効な記録の訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月25日から同年12月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年12月31日から7年3月31日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月31日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月25日から同年12月31日まで  
② 平成5年12月31日から7年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額が8万円と記録されていることが分かったが、実際には17万円ぐらいの給与が支給されていた。また、同社で勤務していた期間のうち、申立期間②の加入記録が無いが、平成7年3月末まで継続して勤務していた。

申立期間①について標準報酬月額を訂正するとともに、申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初17万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年1月15日。以下「全喪日」という。）より後の平成7年5月31日付けで、5年8月25日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所においては、申立人以外の16人についても、標準報酬月額記録が、申立人と同日の平成7年5月31日付けで各人の資格取得日に遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、年金事務所は、申立期間当時の当該事業所に係る滞納処分票等を保管していないものの、元事業主は、申立期間当時に社会保険料の滞納が有り、土地及び家屋が差し押さえられたと陳述している。

加えて、申立人は、「当該事業所においてはC業務を行っており、社会保険事務手続等には関与していなかった。」と陳述しており、元同僚も「申立人の担当はC業務であった。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について5年8月25日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理は有効な記録の訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円とすることが必要である。

申立期間②については、オンライン記録において、A社の全喪日より後の平成7年5月31日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を5年12月31日とする処理が行われていることが確認できる。

しかし、元同僚は、「私は当該事業所で平成6年7月頃まで勤務したが、申立人はまだ在職していた。」と陳述している。また、申立人は、住所地のB市において、国民健康保険の被保険者資格を平成7年3月31日に取得（平成7年4月7日届出）しているところ、同市の担当者は、「月末日を資格取得日とする場合は、当月分の保険料が発生するため、届出があった時点で直前の勤務先に退職日を照会する等、慎重に対応する。」としていることから、申立人は当該資格取得日の前日である同年3月30日まで当該事業所で勤務していたものと推認される。

さらに、申立人は、「当該事業所においてはC業務を行っており、社会保険事務手続等には関与していなかった。」と陳述しており、元同僚も「申立人の担当はC業務であった。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月31日付けで行われた資格喪失処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について資格喪失日を5年12月31日とする合理的な理由は無いことから、当該資格喪失処理は有効な処理であったとは認められない。したがって、申立人の資格喪失日は、退職日と推認される日の翌日である7年3月31日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、遡及訂正前のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月16日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月16日から38年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間は、同社B営業所から同社C営業所へ転勤した時期であるが、同社では、転勤時の標準報酬月額は、前任地と同額で届け出るようになっていたはずである。転勤によって給与が下がった記憶はないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の標準報酬月額は、A社B営業所から同社C営業所に転勤した昭和37年2月16日に3万6,000円から2万6,000円に変更された後、同年10月1日の定時決定で3万3,000円に変更されていることが確認できる。

しかし、A社は、「当社では転勤により、転勤先の営業所で新たに厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出する必要がある場合、標準報酬月額については、前任地の額を引き継いでいる。申立期間当時の関係資料が無いため詳細は不明であるが、申立人についても、C営業所においてB営業所における標準報酬月額と同じ額で届出を行い、申立人の主張するとおりの標準報酬月額（3万6,000円）に基づく保険料を申立人の給与から控除していたはずである。」と

しており、同社C営業所の申立期間当時の社会保険事務担当者も同様に陳述している。

また、昭和38年3月1日付けでA社D営業所から同社C営業所に異動した元従業員が提出した給与明細書から、異動前と異動後の月において同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、E健康保険組合は、「関係資料は廃棄済みのため、申立期間の標準報酬月額記録の確認できない。しかし、申立期間当時は一括適用でなかったため、転勤のたびに届出が必要であったが、転勤の時期が標準報酬月額の定時決定に重なる場合などを除き、転勤に伴って標準報酬月額を変更することは無いと思う。」としている。

加えて、オンライン記録により、A社C営業所において、申立期間当時に同社内での転勤により被保険者資格を取得している16人(申立人を除く)について、転勤の前後における標準報酬月額推移を検証したところ、そのうちの13人は、転勤後の標準報酬月額が転勤前の標準報酬月額と同額であり、申立人及び同社等の上記の陳述とおおむね符合していることが確認できる。また、残る3人のうち1人については、申立人同様に転勤の前後で標準報酬月額の減額が確認できるものの、その減額幅は1等級のみで、申立人のように4等級もの減額となっている者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月16日から同年10月1日までの期間について、標準報酬月額(3万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和37年10月1日から38年10月1日までの期間については、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額は、37年10月の定時決定により3万3,000円に改定されていることが確認できる。

しかし、申立人及びA社は、いずれも申立期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿を見ても、記載内容に不自然な点は見当たらない。このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和37年10月1日から38年10月1日までの期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 16 日から同年 11 月 24 日まで  
② 昭和 28 年 5 月 15 日から 32 年 10 月 29 日まで  
③ 昭和 32 年 10 月 29 日から 35 年 5 月 13 日まで

A社、B社及びC社に勤務した期間（それぞれ申立期間①、②及び③）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年1か月後の昭和37年6月11日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金支給決定日より前にあるD社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、脱退手当金の支給決定日に最も近い当該被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年8月30日まで  
② 昭和38年11月26日から42年5月22日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金を受給した覚えはないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和42年12月25日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には、申立期間の前に脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている2回の被保険者期間があり、そのうちC社における被保険者期間について、申立人は、「C社に勤務していた時から、同社で厚生年金保険に加入していることは知っていた。」と陳述している上、同社における被保険者期間が2年1か月と比較的長期であることを踏まえると、申立人が、同社における被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

また、C社における被保険期間については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたにもかかわらず、脱退手当金の計算の基礎とされていないことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月1日付けの辞令により、A社からC社へ転籍したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年4月1日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が空白となっている。調査の上、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持するC社から交付された辞令、及びB社から提出された申立人に係る人事関係資料から判断すると、申立人が申立期間において、A社の関連事業所であるC社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年7月1日であることが確認できるところ、B社は、「当時の給与台帳の資料の保管は無く、詳細は不明であるが、一般的に、同一事業所グループ内の事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一グループ内の別の事業所において包括的に厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたと思われる。」と回答している。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年3月の社会保険事務所の記録及び申立人から提出された同年4月1日付けの給与辞令か



ら、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年2月20日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、13年2月から同年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは30万円、同年10月から15年8月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月20日から16年4月1日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間の標準報酬月額が当時の給与支給額より低く記録されていることが分かった。平成13年2月の入社時は28万円、同年10月から30万円、14年10月から退職するまでは32万円ぐらいの支給額で勤務しており、申立期間について所持している源泉徴収票、市民税・県民税の通知書及び申立期間当時の給与振込先預金口座の預金明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年2月20日から15年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、13年2月20日の資格取得時（処理日は平成13年2月27日）に28万円、同年10月1日の定時決定（処理日は平成13年8月24日）に30万円、14年10月1日の定時決定（処理日は平成14年8月23日）に32万円と記録されていたところ、同年10月24日付けでこれを取り消し、13年2月20日（資格取得日）まで遡って15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、申立期間に被保険者記録がある63人（申立人を除く）のうち48人の標準報酬月額が、申立人と同日の平成14年10月24日又は同年10月23日付けで、最大で12年11月1日まで遡って15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票を見ると、当該事業所は、平成10年10月頃から厚生年金保険料を滞納し始め、17年7月に破産するまでの約7年間にわたり、当該事業所の事業主及び顧問税理士と社会保険事務所職員との間で、保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、元事業主は、「申立人は、B職であったのを覚えている。」と陳述していることから、申立人は社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成14年10月24日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について13年2月20日に遡って標準報酬月額減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年2月から同年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは30万円、同年10月から15年8月までは32万円に、いずれも事業主が社会保険事務所に当初届け出た各々の標準報酬月額に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年4月1日までの期間について、申立人は、「入社してから退職するまで、一貫して報酬が減額された記憶はなく、当該期間の報酬は32万円ぐらいであった。」と主張しているところ、申立人提出の預金明細書から、おおむね申立てどおりの金額が報酬として事業主により入金されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「報酬の総額が減ることはなかったものの、平成15年ないし16年頃から、事業所は、従前からの『給与』のほかに『B職報酬』という新たな名目を設けた上で、報酬を分けて支給し始め、預金口座には、『給与』と『B職報酬』の合算額が振り込まれていた。『B職報酬』からは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

また、管轄税務署が保管する、A社作成の源泉徴収票に記載されている社会保険料額によると、平成14年までは、申立人陳述の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認されるものの、15年ないし16年においては、標準報酬月額15万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認され、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人の報酬月額を15万円として届出していたものと考えられる。

したがって、平成15年9月1日から16年4月1日までの期間については、15年9月1日の定時決定に係る算定基礎届は、適切な時期に提出されており、当該決定については、上記遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年4月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 9 年 10 月から 10 年 7 月までを 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 8 月 21 日から 56 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 8 年 5 月 20 日から 10 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A 社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和 54 年 3 月から 58 年 2 月まで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、B 社で勤務していた申立期間③については、給与は 30 万円程度支給されていたのに、標準報酬月額が 20 万円程度の金額が記録されているのはおかしい。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 56 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社から提出された源泉徴収簿により、申立期間のうち、同年 8 月 25 日から申立人が同社に勤務し、同年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上述の源泉徴収簿において確認できる総支給額及び保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明としているものの、事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人に係る資格取得日の記載は、オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日の記録と一致していることから、事業所はオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 56 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 54 年 8 月 21 日から 56 年 9 月 1 日までの期間については、源泉徴収簿から、一部の期間について A 社で勤務していたことが確認できるものの、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間③のうち、平成 9 年 10 月から 10 年 7 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録における標準報酬月額（20 万円）を超える報酬月額（30 万円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（30 万円）より低い標準報酬月額（22 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 9,085 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、平成 9 年 10 月から 10 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成8年5月から9年9月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書を見ると、30万円程度の給与が支給されている記載が有るものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（平成8年5月から同年9月までは22万円、同年10月から9年9月までは19万円）と一致している。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、記録の訂正の必要は認められない。

次に、申立期間①については、雇用保険の加入記録及び事業所から提出された源泉徴収簿から、申立人がA社で勤務し、給与が支払われていたことが確認できる。

しかし、上述の源泉徴収簿を見ると、当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」を見ると、申立人に係る資格取得日及び資格喪失日の記載は、オンライン記録及び同社に係る前述の被保険者名簿における資格取得日及び資格喪失日の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月から15年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年2月18日まで

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されている。

申立期間の給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年10月から15年12月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主から回答が得られなかったものの、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン

記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年1月については、A社の保険料控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人提出の同年2月支給の給与支払明細書において報酬月額及び保険料控除額が記載されていないことから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 26 日まで  
② 昭和 43 年 8 月 16 日から 44 年 5 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が3回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている3回の被保険者期間と申立期間①及び②は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることから、申立期間①及び②の間に脱退手当金が支給されていない被保険者期間が存在することは、事務処理上、不自然である。

また、申立期間①の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が無いことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 8 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、一部期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び事業主提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 13 日から同年 8 月 31 日まで  
② 昭和 33 年 9 月 22 日から 34 年 3 月 21 日まで  
③ 昭和 37 年 3 月 30 日から 40 年 9 月 11 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和 35 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの間に被保険者資格を取得した女性 42 人のうち、受給要件を満たして資格を喪失した 19 人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人を含む 3 人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②及び③に挟まれた被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、不自然さがうかがわれる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた 3 回の被保険者期間を対象として支給されているところ、異なる記号番号により管理されている複数の被保険者期間に係る脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消しを行った上で支給することとなるにもかかわらず、申立期間②に係る記号番号の重複整理は行われておらず、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から同年11月まで  
資格取得の要件を満たし国民年金保険料の納付義務が発生したが、当時、私は無職であったので、私が平成18年10月に会社に就職するまで、母が私の保険料を納付してくれていた。

申立期間の3か月間だけが未納とされていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の平成7年12月から9年3月までの国民年金保険料を、時効が成立する直前の10年1月29日に過年度納付し、翌日の同年1月30日に、9年4月から10年1月までの保険料を一括して現年度納付していることが確認できることから、当該納付が行われるまで申立期間を含めて2年間以上の未納期間があったことがうかがえるとともに、上記過年度納付を行った時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親に当時の事情を聴取したが、納付書が届けば2か月又は3か月ごとに保険料を納付していたことは覚えているが、一括して納付した記録のある上記の過年度保険料及び現年度保険料については、まとめて保険料を納付したような記憶があるが、その内容は定かでないとして陳述していることから、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間直後の国民年金保険料を一括して納付した時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている上、申立人の母親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立人である亡夫は、昭和36年4月から同年9月までの期間及び同年10月から37年3月までの期間の2枚の領収証書を残しており、夫の国民年金手帳を見ると、38年4月以降には検認印が押されているが、申立期間の昭和37年度の欄には検認印が無いのに、片側の印紙検認台紙が切り取られている。当時は、集金人が国民年金保険料を集金に来ていた時代であり、1年間も未納であれば、そこを納付させないで次の年度から集金することは考えられない。

申立期間は、夫と結婚する前の期間であり、私には当時の事情は分からないが、夫の父親が納付してくれていたのではないかと思うので、申立期間に納付記録がないか、よく調べてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月に申立人の弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の妻が所持する申立人及びその弟に係る36年4月から37年3月までのそれぞれ2枚の国庫金領収証書における領収印の日付及びそれぞれの国民年金手帳に押された38年4月以降における検認印の日付を見ると、全て一致していることから、申立人及びその弟に係る国民年金保険料は、一緒に納付されていたものと考えられるところ、弟の申立期間における保険料も同様に未納となっているほか、申立人及びその弟共に、国民年金手帳の申立期間に検認印が無く、申立期間の国庫金領収証書も見当たらない。

また、申立人並びに申立人の国民年金保険料を納付してくれていたのではないかとする申立人の父親及び母親は既に亡くなっており、申立人の妻は、申立期間は結婚前の期間であり、当時の事情は分からないとし、申立人の弟についても居所が分からないとしていることから、納付に関する当時の事情等は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人及びその弟に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間当時におけるA市の国民年金保険料の徴収方法は、集金人による印紙検認方式であったが、申立人及びその弟の保険料は、国民年金手帳の最初の検認印の日付から昭和38年6月に現年度納付が開始されたものと推認され、この時点において、昭和36年度及び37年度の保険料は、別途国庫金納付書により納付することとなる過年度保険料であり、現年度保険料しか取り扱わない集金人が徴収することはできないことから、国民年金手帳の当該年度の印紙検認台紙については、基本的に集金人が白紙のまま切り取って持ち帰る取扱いとされている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、昭和58年10月頃、A市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したが、夫の事業が軌道に乗らなかったため、申立期間の3年間は、保険料の納付を免除してもらっていた。

その後、私が昭和62年に会社に就職し、収入が得られるようになったことから、自らB社会保険事務所(当時)に申立期間の国民年金保険料を追納したいと申し出て、分割して納付書を送付してもらおうようにした。当時の保険料額は1か月1万円ぐらいであったと思うが、送られてきた納付書で、毎月、勤務先近くの金融機関で2か月分ずつ保険料を納付していたはずであるので、申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年に会社に就職し、収入が得られるようになったので、免除期間である申立期間の国民年金保険料を追納したいと社会保険事務所(当時)に申し出て、その後、送付されてきた納付書で毎月2か月分ずつ保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間について、毎年免除申請を行い免除されたことが記録されているが、追納の申出を行ったこと及び追納納付書が発行されていたことをうかがわせる事跡は見当たらない。

また、申立人に申立期間の国民年金保険料を追納した当時の状況について事情を聴取したところ、その陳述内容に変遷がみられるなど、追納申出及び追納保険料の納付に係る記憶が定かでなく、具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は3年間に及び、これほどの長期間にわたり、毎月納付

してきたとする追納記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年3月まで

私は、結婚のため会社を退職し、昭和58年3月に夫とA市役所に行き、そこでの具体的な手続等の内容は覚えていないが、夫は既に国民年金に加入していたので、婚姻届と同時に私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

結婚後は、自宅に送付されてくる納付書で、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。しかし、申立期間は、夫が納付済みと記録されているのに、私は未納として記録されており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日又は満20歳後に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の夫は、結婚前の昭和54年8月頃に加入手続が行われたことが夫の国民年金手帳記号番号の払出時期から推定され、申立人の夫が資格取得の要件を満たした52年3月まで遡って強制加入被保険者の資格を取得するとともに、同年3月から厚生年金保険に加入する前月の平成4年6月まで国民年金保険料を完納し、申立期間当時は、保険料を全て1年前納により現年度納付していることが申立人の夫の特殊台帳等により確認できる。一方、申立人については、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、結婚の約2年後である昭和60年1月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した58年1月まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びA市の

国民年金被保険者名簿により確認できる。この場合、申立期間は、当該加入手続が行われるまで、記録の上では国民年金の未加入期間であり、保険料を申立人の夫と一緒に現年度納付することができないものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も現在所持する年金手帳以外に年金手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

さらに、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を、時効が成立する直前の同年 7 月 7 日になって、一括して過年度納付していることが確認できることから、当該納付日において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年12月まで

私は結婚を契機に、元妻と共に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は元妻が行っていた。

私は申立期間直後の昭和50年1月から52年3月までの未使用の納付書を持っているので、申立期間に国民年金に加入していたのは確かであり、A市に転居してからは国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年1月から52年3月までの未使用の納付書を持っていることから申立期間は国民年金に加入していたことは確かであり、申立期間の国民年金保険料は申立人の元妻が納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和52年4月にA市で国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、申立人は、この頃に夫婦で国民年金の加入手続を行ったと推定でき、申立期間当時に国民年金に加入していたとする申立内容と符合せず、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人が所持する未使用の納付書を見ると、申立人に昭和52年4月に払い出された国民年金手帳記号番号でB社会保険事務所(当時)が発行した50年1月から52年3月までの過年度納付書であり、申立人の特殊台帳を見ると、50年1月の欄に「52催」のスタンプが確認できることから、当該納付書は、申立人が国民年金の加入手続を行った52年4月以降に、時効にかかわらず納付可能であった期間について作成されたものであると考えるのが自然であ

る。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の元妻の納付記録も未納となっている。

加えて、申立人は、昭和 51 年度までの国民年金保険料の納付については、申立人の元妻に任せていたとし、保険料の納付に直接関与していない上、申立人の元妻は当時の状況は覚えていないと話していると申立人は陳述しており、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から53年4月まで

私は、昭和50年5月にA市役所の窓口で、国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、銀行口座から現金を引き出して、毎月納付書で納付した。

年金手帳は2冊所持していたが、基礎年金番号が導入された時に1冊目の手帳はいらないと思い処分した。その年金手帳に、国民年金に任意加入した記載があったと思う。

任意加入手続をした申立期間が未加入期間とされて、国民年金保険料が納付済みとなっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は昭和50年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、53年5月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間に国民年金の被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和50年5月に国民年金への任意加入の手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、申立期間後の53年6月1日に夫と連番で払い出されており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記

号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立人は昭和49年1月以降、A市に居住していたことが確認できることから、申立内容に従えば、同市は50年5月に申立人に対して国民年金手帳記号番号を払い出した以後、毎月、現年度保険料の収納を続けながら、53年6月に再び申立人に対して新たな手帳記号番号を払い出したことになるが、そのような取扱いが同一市町村において行われたとは考え難い。

また、申立期間は36か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、「オレンジ色の年金手帳を2冊所持していた。1冊目の年金手帳には昭和50年5月に国民年金に任意加入したことが書かれていたと思う。」と申し立てているが、2冊の手帳を受け取った際の記憶及び手帳の記載内容についての陳述は明確でなく、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から60年8月まで

私が昭和50年3月に会社を退職後すぐに、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が自営をしていた53年7月から60年8月までの国民年金保険料を継続して納付してくれていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、昭和53年3月1日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、国民年金被保険者資格を再取得した記載は無い。

また、オンライン記録を見ても、昭和53年3月1日に厚生年金保険被保険者資格の取得後、同年7月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、60年9月6日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対し、当時の生活状況等について、聞き取り調査を行ったが、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを担っていた申立人の母親も高齢のために当時の保険料の納付について確認できない上、申立人からも具体的な陳述を得ることができず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間は86か月に及んでおり、これほどの長期にわたり、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成19年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月及び同年11月

私は、平成19年8月の婚姻に伴い、夫の扶養に入ろうとしたが、当時は雇用保険の基本手当を受給していたため、扶養に入れなかったため、国民年金に加入した。申立期間中は受給した基本手当で国民年金保険料を納付しており、納付した時期及び場所については定かではないが、申立期間の直前の同年9月の保険料についても、一度、納付した後、還付されていたという経緯があるので、申立期間も納付していたことは間違いなく、他の支払がある時に一緒に、コンビニ及び郵便局で納付していたと思う。

ところが、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていないことになっており、納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度導入後で、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間であるため、事務処理はオンライン化され、電算による納付書の作成、領収済通知書のOCR（光学的文字読取装置）による読取入力等、保険料収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年6月まで

私はA市からB市に転居した昭和46年2月又は同年3月ごろ、両親から国民年金に加入するように勧められたので、市の出張所に行き、自身で国民年金の加入手続を行った。加入手続時、私は、「国民年金保険」の「険」の字を「験」と間違え、母親が苦笑いしたことを覚えている。また、同年3月まで学生であったことから、同年4月以降の国民年金保険料から納付することとした。加入以降、私が55年に婚姻するまでの期間の保険料は、母親が、私の保険料を含めた家族の保険料をまとめて、定期的に集金人又は市役所の窓口で一緒に納付した。

また、私がずっと国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたことの裏付けとして、昭和46年4月、C業務に従事することになり、勤め先からD共済に加入するように勧められた際に、国民年金に加入している旨を伝えた記憶があるほか、48年5月頃、E社に入社した際にも前述と同様に共済加入を勧められたが、国民年金に加入していることを、当時の職員に伝えたことを記憶している。

私の国民年金保険料の納付を任せていた両親は、昭和36年4月から国民年金に加入して以降、未納期間は無い。そんな両親が、私の保険料だけを未納にしたとは考え難い上、私がかつて所持していた古い年金手帳に記録されていたと思われる期間が未納とされており、当時の年金手帳は既に無いが、その期間の記録だけが無いことは納得できない。

私は、平成17年夏頃に、F市役所にて年金記録を調べたところ、2年ないし3年未納があると知らされた。その時は年金手帳を持たず行っていたので、18年9月に年金手帳と昭和50年7月以降の領収書を持って、再び同市役所を訪れると、私の納付記録は、「昭和50年7月以降の納付記録しかない。」

と言われた。そのため、その日にG社会保険事務所（当時）に行き、B市役所に問い合わせしてもらったが、未納と言われた。

また、平成18年11月に、H社会保険事務所（当時）に行くと、私の台帳として黒く塗りつぶされた納付記録を見せられた。それは丸い出納印（B市役所と日付）が押されてあるB5サイズの横長の書類で、上段全てと下段の昭和50年7月より前の部分が黒く塗りつぶされていた。黒く塗りつぶしたところに本来の納付記録があるので、調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月に払い出されている上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、その作成日が「50年6月10日」と印字されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われ、その際、遡って国民年金被保険者資格の取得がなされたものと推認される。この場合、46年2月又は同年3月頃に加入手続きを行ったとする申立内容とは相違する上、加入手続きが行われたものと推認される時点において、申立期間のうち、48年3月以前の期間に係る国民年金保険料は、制度上、時効により遡って納付することはできない。

また、申立人の加入手続きが行われたものと推認される時点において、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの期間については過年度納付により、納付が可能であるが、申立人は現年度納付を主張しており、同年4月から同年6月までの期間については現年度納付により納付することが可能であるが、申立人の両親に係るB市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、保険料と一緒に納付したとする申立人の両親に係る当該期間の保険料は、申立人の加入手続きが行われたものと推認される時点より前に、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の両親の保険料と一緒に現年度納付を行ったとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人は、口頭意見陳述において、「平成18年11月6日に、H社会保険事務所を訪問した際、私の納付記録として、丸い出納印（B市役所と日付）が押されてあるB5サイズの横長の書類で、上段全てと下段の昭和50

年7月より前の部分がマジックで黒く塗りつぶされたものを見せられた。それは「納付台帳」又は「加入状況・・・」とされる台帳であった。黒く塗りつぶされた部分に私の申立期間に係る納付記録が記載されているはずであり、この台帳を探し出して納付の事実を認めてほしい。」と陳述しているが、B市及びH年金事務所によると、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿以外に、申立人が説明している「納付台帳」又は「加入状況・・・」に該当する台帳等は作成しておらず、B市が発行する当時の納付書とも様式が異なるとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年8月まで

私は、平成7年4月に会社を退社するまで厚生年金保険に加入していたが、退社後、妻に勧められ同年5月又は同年6月頃にA市役所で国民年金に加入し、同年4月から同年8月までの国民年金保険料を、同年6月又は同年7月に一回、同年9月に一回それぞれ2万円ないし3万円を納付した。また、同年9月には新たに会社を設立し、その時から現在まで厚生年金保険に加入しており、申立期間を含め途切れることなく保険料を納付しているため、申立期間が未加入扱いになっているのは納付できない。よく調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社した後の平成7年5月又は同年6月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、9年1月の基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、A市によると、厚生年金保険から国民年金への切替手続を新規に行う場合、年金手帳を持参していない場合には国民年金手帳記号番号を記載した年金手帳を新たに交付するとしているが、申立人は新たな年金手帳は交付されなかったとしており、同市における取扱いと符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年10月までの期間及び11年10月から13年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から同年10月まで  
② 平成11年10月から13年11月まで

私は、勤めていた会社を辞めた直後の平成9年8月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、細長い用紙により月額約1万3,000円を何回かB社会保険事務所(当時)の窓口で納付した。

申立期間②の国民年金保険料については、勤めていた会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、同居していた母親が自宅に来た集金人に納めてくれたと最近になって知った。

二つの期間とも間違いなく国民年金保険料を納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成9年8月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となる上、申立人がこの頃に加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、その母親が国民年金保険料を自宅で集金人に納付したとしているが、A市によると、平成10年度以降は集金人により保険料を収納していないとしており、申立人の主張は、同市における当時の保険料の収納方法と一致しない。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間①は未加入期間、申立期間②は未納期間である旨記録され、オンライン記録と一致している上、

いずれも基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、そのほか申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年5月まで

はっきりとは覚えていないが、最初に勤務していた会社を退職する際、総務担当者から国民年金に加入するよう勧められたので、A市役所に出向き、自身で加入手続を行ったと思う。加入後の国民年金保険料については、市役所窓口へ行った記憶は余りないので、おそらく口座引き落としにしていたと思う。

その後、別の会社を退職した際にも、A市役所で再加入手続を行ったはずであるが、国民年金に加入していない友人の影響を受け、当初、国民年金保険料は納付していなかった。

しかし、平成4年6月に結婚してB市に転居した後、詳しい時期は覚えていないが、A市の実家に申立期間の国民年金保険料の納付書のようなものが2回に分けて郵送されてきた。1回目については、4万円ないし7万円程度の金額であったと思うが、C駅の近くにあった銀行で納付し、2回目については、1回目より少ない金額をA市役所の窓口又は銀行で納付したような記憶がある。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、平成2年3月1日付けで国民年金被保険者資格の喪失が記録されて以降、同資格を取得した記録は確認できず、一方、平成4年6月に結婚した後の居住地であるB市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、2年10月1日付けで同資格の再取得が記録されている。

これらのことから、申立人が平成4年6月頃に、B市において再取得の手続

を行うまで、申立期間は未加入期間であったと考えるのが相当である。

また、申立人の所持する年金手帳を見ても、平成4年6月\*日付けで婚姻による氏名及び住所の変更が記録されていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が、婚姻前に居住していたA市において発行又は送付されたとは考え難い。

さらに、申立期間後の転居先であるB市及びD市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ても、申立期間に係る国民年金保険料の納付は記録されていない上、オンライン記録を見ても、過去の未納保険料に対する納付書が発行された事跡は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年4月まで

申立期間当時、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、私が平成5年5月に就職するまで母が納付してくれていた。

母は、私の兄及び姉の国民年金保険料も納付していたとしており、私の保険料だけを納付していないことは考えられないと言っている。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間とされていないのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、それらを担っていたとする申立人の母親は、国民年金に係る年金手帳の存在を含む加入手続についての明確な記憶がないとしている上、送付されてきた納付書で保険料を納付していたこと以外ははっきり覚えていないと陳述しているため、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 11167

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 9 月頃にA社の事業主から、業績が悪いので 3 万円減給するという話があったものの、減給はされず、以前と同額の給与を受け取っていたのに、申立期間の標準報酬月額が低くなるはずはないと申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立期間当時の関係書類が残っていないため、申立人について給与支給額に見合う保険料を控除していたか否かは不明である。」と陳述しており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間にA社で被保険者記録の有る元従業員 33 人のうち、12 人が申立人と同様に平成 7 年 10 月から標準報酬月額が 1 等級又は 2 等級下がっていることが確認できるほか、当該元従業員の 1 人から提出のあった申立期間の一部を含む給与明細書及び源泉徴収票等を見ると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録に、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 6 月 7 日から 30 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 55 年 5 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで  
④ 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①及び②については、A社に昭和28年4月1日から35年5月25日までの間、空白期間も無く勤務したのに、加入記録が29年5月及び30年4月から35年4月までの間しかない。申立期間③については、55年5月1日にB社に入社し、系列会社のC社に出向する63年2月1日までB社で勤務したのに、加入記録が無い。申立期間④については、D社(現在は、E社)で平成9年11月1日から勤務したのに、11年4月1日からしか加入記録がない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「高校卒業後、昭和28年4月にA社に就職した。」と申し立てている。

しかし、A社は、平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自身と同時期に同社に入社したとする元同僚が昭和29年4月1日に資格を取得していることが確認できるところ、同人は、「A社には、高校を卒業した昭和29年3月15日に新規学卒採用として入社した。申立人は私の入社後、同年5

月頃に一般採用で入社してきた。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を喪失している元従業員6人に照会し回答の有った3人全員が申立人を覚えていない。

加えて、申立人の生年月日から判断すると、申立人がA社に入社したとする昭和28年5月1日は高校在学中であったと考えられる。

申立期間②については、元従業員（A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和29年11月1日）が、「自身の入社時には、申立人は在籍していた。」と陳述していることから判断して、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和29年11月1日以降は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述のとおり、A社は、平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、前述の被保険者名簿を見ると、昭和29年6月7日付けで被保険者資格を喪失した者は申立人を含め54人確認できるところ、そのうち8人が申立人と同様に加入記録に空白期間が生じている（残り46人は、A社で再取得していない。）。

申立期間③については、申立人は、「昭和55年5月1日にB社に入社し、系列会社のC社に出向する63年2月1日までB社で勤務した。」と申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立期間のうち、昭和61年12月1日から63年1月30日までの期間は、F社での加入記録が確認できるところ、申立人は、「F社で勤務していたことを失念していた。」と陳述している上、C社にはB社から出向したとする申立人の申立内容とも符合しない。

また、申立人がB社で同じG職であったとする元同僚は、「申立期間当時はB社の代表として勤務していたが、申立人が勤務していた記憶はない。G職であれば、同じ事務所勤務なのでよほどの短い期間でなければ覚えているはずである。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員23人（前述の元同僚を除く。）に照会し10人から回答を得たが、そのうち同社H営業所勤務（I職以外でG職等で事務所で勤務していた者）であったとする者7人全員が申立人を覚えていない。

さらに、申立人が記憶するB社の経理担当者は、前述の被保険者名簿において加入記録が確認できない上、申立人が名字のみ記憶する同社の経理部長についても、当該被保険者名簿に同姓の被保険者記録（昭和59年2月1日から62年7月1日まで）は確認できるが、同人は既に死亡しており、同人が申立人の記憶する者か否かを確認することはできない。

申立期間④については、雇用保険の加入記録から、申立人が平成9年11月

4日からD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、E社提出の申立人に係る賃金台帳を見ると、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、全国健康保険協会 J 支部における申立人に係る健康保険被保険者の加入記録を見ると、申立人は、申立期間の前に勤務したK社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成9年4月1日）に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、法定満了となる平成11年4月1日（申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日）までの2年間（申立期間を含む）、当該健康保険料を納付していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は平成8年7月から老齢厚生年金を受給しているところ、申立期間において在職老齢年金制度による支給停止（一部停止を含む）が行われた記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 15 日から 37 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受け、納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年12月25日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計10ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した50人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め39人見られ、そのうち30人が資格喪失後6か月以内に支給決定されており、同一支給決定日の受給者が散見される上、当該事業所の申立期間当時の総務事務担当者は、「当時、女性従業員が退職する際に脱退手当金についての説明を行い、希望者には裁定請求書の必要記載欄に退職後の住所等を記入させ、会社から同請求書を社会保険事務所に提出していたが、代理受領はしていなかったため、脱退手当金は同請求書記載の住所に通知が行われていたはずである。」旨回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主

による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 大阪厚生年金 事案 11170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 31 日から 34 年 5 月 9 日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和 35 年 6 月 23 日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 22 日から 40 年 2 月 16 日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和40年10月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計17ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した41人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め35人見られ、そのうち20人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者が散見される。また、前述の41人のうち2人は、「会社が従業員の代わりに脱退手当金の請求手続をしていた。」と陳述している。さらに、オンライン記録において、前述の41人のうち、申立人と同一支給決定日の受給者が申立人以外に3人みられるところ、うち2人の支給決定日は、資格喪失後6か月以内であるが、残り1人の支給決定日は申立人と同じく資格喪失日から約8か月後であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月13日から34年6月1日まで  
② 昭和34年6月1日から36年11月1日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社C支店B営業所及び同社C支店における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社C支店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約10か月後の昭和37年8月24日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和37年2月7日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、昭和36年12月14日に戸籍上の氏名に訂正されていることが確認できることから、脱退手当金請求に伴い処理されたものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 16 日から 42 年 9 月 21 日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年12月14日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計25ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した42人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め21人見られ、そのうち18人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から 39 年 10 月 24 日まで  
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。  
脱退手当金は請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えはなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間の事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年2か月後の昭和41年12月26日に支給決定されていることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書等を見ると、裁定請求書の住所欄に申立人の婚姻前の住所が記載されている一方で、事業所欄にはA社のゴム印が押されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金請求書は、A社を退職時に作成されていたものの、何らかの事情により、約2年後に提出された可能性を否定できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社及びC社の計3社で勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B社及びC社での厚生年金保険の加入期間は、C社を退職後に脱退手当金を受給した。

しかし、最初に勤務したA社での厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録には支給期間の異なる二度の脱退手当金の支給記録が確認できる。そのうち二度目の昭和47年10月5日の脱退手当金について、申立人は受給したことを認めているものの、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和37年12月3日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答」の表示が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿で申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性被保険者10人（申立人を

含む) について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、当該 10 人全てが受給者であり、そのうち 7 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、申立人に係る脱退手当金の支給決定日と同一決定日の者が 1 人確認できることから、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 6 日から 40 年 1 月 15 日まで  
年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの記載があった。

A社を退職した時に脱退手当金の請求をしたことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 11 か月後の昭和 40 年 12 月 17 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後約 200 人のうち、申立人とほぼ同時期（昭和 38 年 1 月から 42 年 9 月までの期間）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している 31 人の脱退手当金の支給記録を見ると、受給者は申立人を含め 25 人確認でき、支給決定日が同一となっている受給者が複数散見される。

また、上記 25 人のうち、脱退手当金の受給記録が確認できる者は、「私は、退職する際、A社の社会保険事務担当者から脱退手当金の受給手続を行ってもらった。当時、同社においては結婚退職する女子従業員が多かったため、脱退手当金の手続を本人に代わって行うことを常としていたように思う。」旨の陳述が得られたことなどを踏まえると、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業

主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間と脱退手当金支給決定日との間に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 23 日から 36 年 4 月 1 日まで  
年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求したことや、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和36年8月29日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、訂正処理日は記載されていないものの、申立人の氏名は、「B」から「C」に氏名訂正されていることが確認できることから、当該氏名の訂正は、脱退手当金の請求に併せて行われた可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人とほぼ同じ時期（昭和34年から37年まで）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した者は、申立人を含め15人見られるところ、そのうち10人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることから、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられ、前述のとおり、申立人は資格喪失日から約5か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に

基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 8 日から 39 年 3 月 29 日まで  
② 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 26 日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関するお知らせ」を見ると、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金支給済みと記載されている。しかし、脱退手当金が支給されたとする頃には、夫の転職に伴ってC県からD県に転居しており、転居先で受給した記憶はない。

脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、支給されたとする頃には、夫の転職に伴ってC県からD県に転居しており、転居先で受給した記憶はないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和42年9月22日に支給決定されており、また、当該支給決定日は、申立人の夫がD県の会社で厚生年金保険被保険者資格を取得した同年10月2日より前である。

さらに、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄に記載されている申立人の名前は旧姓（申立人は、昭和41年12月\*日に婚姻）であるものの、住所欄には、請求時点（請求書の受付日は、昭和42年7月8日）における申立人の住所地（夫の自宅）が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、当該住所地に近い金融機関において隔地払（通知払）されていることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 11179

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 11 日から 39 年 8 月 21 日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和39年12月10日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする元従業員は、同社を退職する者に対して、脱退手当金の制度及び事業主による代理請求について説明を行っていたと陳述している。

さらに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 25 日から 35 年 2 月 16 日まで  
日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社（現在は、B社）C営業所に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。  
しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社C営業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年5月20日に支給決定されている。

そこで、B社に照会したところ、同社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、従業員の脱退手当金の手続状況については不明である。」と回答しているものの、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員31人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、31人全員に支給記録が有り、このうち資格喪失後6か月以内に支給決定されている者が28人いる上、支給記録の有る複数の元従業員が、「会社が一律に脱退手当金の請求手続をしていた。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金

の支給決定がされる直前の昭和 35 年 4 月 13 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済 35. 4. 13」の記載が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 21 日から 31 年 3 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったし、請求も受給もしていない。納得がいかないのので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和31年4月26日に支給決定されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後各5ページ（計11ページ）に記載されている女性のうち、申立人と同時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した38人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、32人に支給記録が確認でき、このうち31人は資格喪失後4か月以内に支給決定されており、支給記録の有る者の一人は、「退職時に会社から脱退手当金について説明があり、書類を受け取った。自分で社会保険事務所（当時）に行って手続をした記憶はないので、会社が代理手続をしてくれたのだと思う。同僚でも多くの人が受け取っていた。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、当該支給記録に記載さ

れている支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 4 月 6 日まで  
② 昭和 42 年 12 月 4 日から 44 年 3 月 21 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきには、A社及びB社に勤務した期間（それぞれ申立期間①及び②）は、脱退手当金が支給済みと記載されていた。

しかし、脱退手当金を受給した覚えはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が有り、住所欄には戸籍の附票から確認できる申立人の当時の住所の記載が確認できるほか、記載されている脱退手当金の支給決定日はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の後にあるC社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、申立人は、「C社では、パートタイマー扱いであり、短期間の勤務でもあったので、厚生年金保険には加入していないと思っていた。」と陳述している上、前述の脱退手当金裁定請求書を見ても、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、同社における被保険者期間が記入されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の押印が確認できること、及び氏名欄には申立人の氏名のゴム印が、最後に被保険者として使用された事業所欄にはA社の社名及び所在地のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

また、当該裁定請求書には、脱退手当金の振込先金融機関として申立人名義の預金口座が記載されている上、裁定を行った社会保険事務所（当時）から申立人の当時の住所に、脱退手当金の支払通知書が送付された旨の記載も確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されており、支給額にも計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、この3回の被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 大阪厚生年金 事案 11184

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 27 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、申立期間に係る脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が有り、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されているほか、支払金融機関は、住所地最寄りの金融機関となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 7 月 4 日に支給決定されているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、この 2 回の被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額よりも下がっていることが、日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により分かった。申立期間当時の給与は固定給で、毎年 2,000 円ないし 4,000 円程度昇給し、給与額及び厚生年金保険料の控除額が下がることはなかったため、申立期間の標準報酬月額は 2 万 2,000 円であるはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料控除額が下がることはなかったのに、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額よりも下がっていると申し立てている。

しかし、B社提出のD健康保険組合が作成したとする厚生年金保険台帳を見ると、同台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、申立期間を含め、年金事務所に記録されている標準報酬月額と一致している。

また、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等給与額及び保険料控除額を確認できる資料は保存していないが、当時は従業員数も多く、不適切な事務処理はかえって煩雑なため、申立人の給与からは、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたはずである。」としている。

さらに、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じく、申立期間の始期である昭和 37 年 10 月 1 日に行われた定時決定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額よりも低下している元従業員が多数確認できるほか、申立人と元従業員の標準報酬月額を比較しても、申立人の

標準報酬月額のみが低く記録されているという事情はうかがえない。

加えて、上記被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月27日から35年6月20日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。  
しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約14か月後の昭和36年8月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所退職後の厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿から、脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失している同僚のうち、所在の判明した者に照会したところ、回答の得られた者からは、「A社を退職するときに、脱退手当金について、担当者から説明を受けた記憶がある。」旨の回答があった。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。退職月の同年 8 月に係る給与明細書から保険料が控除されているにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、同月が被保険者期間となっていないことが分かった。給与明細書を提出するので、同月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した昭和 61 年 4 月から、退職した 63 年 8 月まで厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかし、申立人に係る A 社における雇用保険の離職日は昭和 63 年 8 月 20 日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致する上、申立人は、同年 8 月 29 日には、転職先である B 社で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認され、A 社に同月末日まで勤務していたとは考え難い。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 63 年 8 月 21 日であり、申立人の主張する同年 8 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

一方、申立人は、上述のとおり、転職先である B 社において、昭和 63 年 8 月 29 日に雇用保険の被保険者資格を取得しているところ、厚生年金保険被保険者資格はその 3 日後の同年 9 月 1 日に取得していることがオンライン記録



により確認できる。

そこで、申立人から提出されたB社発行の給与明細書を見ると、昭和63年9月支給に係る給与明細書では、同年8月29日を起算日として給与計算されているものの、同社は翌月控除であったものと推認され、初めて厚生年金保険料控除が認められるのは、同年10月支給に係る給与明細書であることから、同年8月については、申立人は、同社においても、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 11188 (事案 6917 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月26日から同年10月1日まで

私は、在学中の昭和19年12月に勤労働員学徒としてA社に動員され、その後20年3月に正社員として採用となり、同年9月まで勤務していた。

しかし、申立期間の加入記録が無く、これに納得できないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、A社での勤務が推認でき、同社が適用事業所であったものの、保険料控除の記録が見当たらないとのことから記録の訂正は認められない旨の通知を受けた。

A社が、厚生年金保険の適用事業所であったならば、私は被保険者であったはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人を記憶していた同僚は、いずれも「申立人の厚生年金保険の加入状況までは分からない。」としていること、ii) 申立人は、健康保険のみ資格を取得していることが確認できるものの、厚生年金保険に加入した記録は見当たらないこと、iii) 申立人は、申立人と同様に勤労働員学徒を経てA社に正社員として採用された同級生の名前を挙げているものの、当該同級生の厚生年金保険被保険者記録は見当たらないこと、iv) 申立人と同様に健康保険のみ加入している勤労働員学徒36人(申立人及び当該同級生を含む)のうち、同社において厚生年金保険の資格を取得している者はいないこと、v) 申立人は、卒業に伴い勤労働員学徒から正社員となったとする時点において、同社から辞令等を受けた記憶はなく、給与からの厚生年金保険料の控除については分からないとしており、保険料控除について確認することはできなかったことなどから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成22年7月9日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「A社での勤務が推認でき、同社が適用事業所であったならば、当然、私は厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨を主張している。

しかし、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から同年 9 月 3 日まで  
② 昭和 56 年 2 月 16 日から同年 4 月 5 日まで  
③ 昭和 58 年 9 月中旬から同年 10 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①のA社(現在は、B社)、申立期間②のC社及び申立期間③のD社の3社に係る入社当初の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。入社日と入社当時の給与(手取額)は家計簿により証明できるので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 52 年 6 月 27 日から同年 10 月 13 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社提出の健康保険・厚生年金保険の加入記録には、申立人の資格取得日が昭和 52 年 9 月 3 日、資格喪失日が同年 10 月 13 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人提出の家計簿には、昭和 52 年 9 月 25 日支給の給与から 6,097 円の厚生年金保険料が控除されている明細が記載されているところ、B社は、「申立人に係る勤務期間及び保険料控除を確認できる資料等は残っていないが、申立期間当時は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険には加入させておらず、入社後相当期間経過後に資格を取得している例も少なくない。給与からの厚生年金保険料の控除は当月控除であった。」旨回答しており、申立人も、「A社から最初の2か月は試用期間だから社会保険には加入させないとの説明を受けた。」旨陳述していることから、当該家計簿に記載されている保険料控除額は、申立人の同社に係る被保険者期間である同年9月分であることが推

認される。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録のある同僚 22 人のうち、連絡先の判明した 7 人に照会し、3 人から回答を得たが、申立人を記憶する者はなく、申立期間に係る保険料控除を推認できる陳述は得られない。なお、申立人提出の家計簿には、昭和 52 年 7 月 25 日から同年 10 月 25 日にかけて支給を受けたとする給与の手取額が記載されているところ、厚生年金保険料控除額については、前述の同年 9 月 25 日支給の給与以外には記載が無いことから、当該家計簿から申立期間①の厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は C 社に昭和 56 年 2 月 16 日から同年 7 月 22 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、C 社は、「申立期間当時、誰が勤務していたのかすら不明であり、申立てに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は一切残っていない。」旨回答している。

また、C 社に係るオンライン記録において、申立期間当時に被保険者記録の有る 19 人の同僚のうち、所在の判明した 6 人に照会したが、回答のあった同僚は、「従業員の入れ替わりが多く、2 か月ないし 3 か月程度の試用期間があったと思う。」と陳述している。

さらに、上記同僚の雇用保険の加入記録を調査したところ、申立人と同様に雇用保険の資格取得日から厚生年金保険の資格取得日までに約 2 か月間の未加入期間が認められることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、申立人提出の家計簿には、昭和 56 年 2 月 28 日から同年 7 月 31 日にかけて支給を受けたとする給与の手取額が記載されているところ、厚生年金保険料控除額については記載が無いことから、当該家計簿から申立期間②の厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

申立期間③について、申立人は、「D 社の厚生年金保険の加入記録が昭和 58 年 10 月 3 日から同年 12 月 28 日までの 2 か月となっているが、実際には同年 9 月中旬から同年 12 月末までの 3 か月以上の期間勤務し、3 か月間の給与から毎月厚生年金保険料を天引きされていた。」と申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、資格取得日は昭和 58 年 10 月 3 日、離職日は同年 12 月 27 日であり、オンライン記録と一致している。

また、D 社は、平成 6 年 5 月 21 日に適用事業所ではなくなっているところ、事業主は、「申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は一切残っていない。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録のある同僚 32

人のうち、連絡先の判明した 14 人に照会し、3 人から回答を得たが、申立人を記憶する者はなく、申立期間に係る保険料控除を推認できる陳述は得られない。

なお、申立人提出の家計簿には、昭和 58 年 10 月 31 日から同年 12 月 28 日にかけて支給を受けたとする給与の手取額が記載されているところ、厚生年金保険料控除額については記載が無いことから、当該家計簿から申立期間③の厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 2 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、高校を卒業した昭和 41 年 3 月 2 日から、A 社（現在は、D 社）の B 営業所に採用され、42 年 2 月 28 日まで C 業務従事者として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の履歴書（B 営業所保存の人事記録）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A 社 B 営業所の C 業務従事者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の事業事務を執り行う E 組織は、「申立人の厚生年金保険の加入の有無及び保険料控除等については、申立期間当時の資料が残っていないことから不明であるが、未加入の者から保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人が、「C 業務従事者」として勤務していたと陳述している複数の同僚の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、B 営業所に係る前述の被保険者名簿に、これら同僚の氏名はいずれも見当たらない上、申立人が同営業所に入社した前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 21 人の資格喪失後の記録を検証したところ、全員が F 共済組合に加入していないことが確認できる。

以上のことから、B 営業所では、申立期間当時、社員への採用を前提としない従業員を厚生年金保険に加入させ、申立人のように社員への採用を前提としていた C 業務従事者については、準社員として採用されるまでの期間について

厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月29日から37年9月21日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受け、また、日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにも、同様の記載があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとして申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に被保険者記録のある女性41人のうち、申立人と同時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した15人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め15人全員に支給記録が確認できる上、そのうち13人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が複数組有ることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、申立人の脱退手当金は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和37年12月26日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、このほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 20 日から 37 年 12 月 21 日まで

平成 10 年頃に社会保険事務所（当時）で年金記録の確認を行った際、A 社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知らされ、また、年金事務所から送付されてきた脱退手当金の受給を確認するはがきにも、同様の記載があった。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A 社の元事業主は、「申立期間当時、退職者に脱退手当金について説明し、希望する者には脱退手当金の代理請求を行っていた。」旨回答している。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後 3 ページ（計 7 ページ）に記載されている被保険者 140 人のうち、申立人と同時期（おおむね 2 年以内）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 70 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含めて 60 人であり、そのうち 43 人は資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている。

また、上記 60 人について、それぞれの脱退手当金の支給決定日を見ると、同一日に脱退手当金を受給したとの記録になっている者が複数組有る上、申立期間当時に同社を退職し、脱退手当金を受給している同僚は、「A 社では、脱退手当金の代理請求を行っていた。」旨回答していることから、申立人について

ても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和38年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 26 日から 41 年 9 月 26 日まで  
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 5 月 30 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社及びB社で勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないとしている。

しかしながら、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、C社会保険事務所(当時)で受付及び隔地払とした押印が確認できる上、申立人の記名、押印及び脱退手当金が支給された当時の住所が記載されていることが確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 7 日から 40 年 9 月 26 日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計9ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した36人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含めて21人であり、うち申立人を含み20人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和40年11月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 12 月 28 日まで  
③ 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 6 月 19 日まで

年金事務所の記録では、A社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年9月14日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 35.9.14」という表示が確認できる。

また、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から35年8月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、A市に所在したB社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、昭和39年当時の住宅地図を見ると、申立人が陳述するB社の所在地近辺の地番に、申立人が記憶する事業主の名字を冠したC社という名称の事業所の所在が確認できるものの、同事業所は現存していないため、申立てに係る事業所であるかは確認できない上、同事業所は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人が記憶する事業主の名字を含めB社に類似する名称による検索を行ったが、申立人が勤務したとする事業所に該当する適用事業所は見当たらない。

加えて、申立人が氏名を記憶している同僚は、オンライン記録から、申立期間のうち、昭和32年5月、同年6月及び33年5月から34年5月までの期間



において、申立人が勤務したとするA市とは異なるD市に所在する事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該同僚は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、申立人は、事業主及び上記以外の同僚の名字しか記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 36 年 7 月から勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、昭和 38 年 1 月 5 日以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶するA社の同僚 18 人のうち 2 人は、同社に係る前述の被保険者名簿に氏名が見当たらない上、所在が判明した 11 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち 2 人は、「A社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと思う。」「入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

また、前述の陳述が得られた二人のうち一人は、「私は、A社に入社後しばらく経ってから健康保険被保険者証をもらったと記憶している。厚生年金保険に加入する以前の期間の給与から保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」旨陳述している上、上記の二人とは別の一人も、「A社に入社後しばらくたってから健康保険及び厚生年金保険に加入しているかどうかを事務担当者に聞きに行ったように思う。厚生年金保険に加入する以前の期間の給与から保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」旨陳述している。

さらに、A社は、昭和 40 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、同社等から申立人の申

立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人に係る戸籍の附票により確認できる申立人の当時の住所地が記載されている上、脱退手当金裁定何から、申立期間に係る脱退手当金は、当該住所地に近いB郵便局での隔地払（通知払）となっていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金の支給通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、同郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和49年1月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期

間の前にある2回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称等を請求者自らが記入する欄には、当該未請求の被保険者期間に係る事業所名等が記入されていないことが確認できる上、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 27 日から 46 年 6 月 1 日まで  
脱退手当金の確認はがきを見ると、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄には申立人の旧姓が記載されているものの、住所欄には脱退手当金が支給決定されたときに申立人が居住していたとする住所地及び婚姻後の名字である「B方」と記載されている上、脱退手当金裁定何から、申立期間に係る脱退手当金は、上記請求書に記載された申立人の住所地に近いC郵便局での隔地払（通知払）となっていることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金の支払通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、同郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称等を請求者自らが記入する欄には、当該未請求の被保険者期間に係る事業所名等が記入されていないことが確認できる上、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。